

田村市長等交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、田村市行政の円滑な執行を図るため、市長、議長、教育長、農業委員会会長（以下「市長等」という。）が、市又は各機関を代表し外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の一般的な支出基準を定めるものとする。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 田村市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 田村市勢の伸展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等にあったもの
- (4) 市長等が特に必要と認めたもの

(支出区分)

第3条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次に掲げる事項について支出することができるものとする。

- (1) 会費 会費制により開催される懇談会、祝賀会等の参加に係る経費
- (2) 祝金 慶事及び総会等各種行事のお祝いに係る経費
- (3) 激励金 全国大会等に出場する団体及び個人の激励に係る経費
- (4) 弔慰金 葬儀等における花輪、供物、香典支出に係る経費
- (5) 見舞金 病気、負傷、災害等の見舞いに係る経費
- (6) その他

(支出基準)

第4条 前条各号に規定する支出区分に応じた支出基準は、別表1から別表4までのとおりとする。

(改正)

第5条 この基準については、社会経済状況の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この基準は、平成17年3月1日から施行し、同日以降において支出する交際費から適用する。

附則

この基準は、平成22年9月21日から施行する。

附則

この基準は、平成26年11月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

市長交際費支出基準

支出区分	支出条件又は対象者等	金額等
会費	会費制により市長又は市長代理等が参加する場合	会費相当額
祝金	①慶事及び総会等各種行事に市長又は市長代理等が参加する場合	実費相当額
	②その他市長が必要と認めるもの	市長が定める額
激励金	市費からの助成又は補助等が無く、田村市民が全国大会以上に出場する場合	市長が定める額
弔慰金	①現職市議会議員	花輪：1基
	②元市四役（合併関係町村の元四役も含む）	香典：5,000円
	③現職市職員	花輪：1基
	④元市議会議員（合併関係町村の元議員も含む）	香典：5,000円
	⑤現職の監査委員、選挙管理委員、教育委員、農業委員又は固定資産評価審査委員	
⑥現職の行政区長、消防団分団長以上の幹部		
⑦市功労者（合併関係町村において同等の待遇対象となっていた者を含む。）	花輪：1基 香典：5,000円 弔辞	
⑧現職市三役、その他市長が必要と認めるもの	供物、香典とも 市長が定める額	
見舞金	市長が必要と認めるもの	市長が定める額
その他	①土産、贈答	実費相当額
	②その他市長が必要と認めるもの	適宜対応

備考：「市長が定める額」については、社会通念上妥当かつ必要最小限とする。

別表 2 (第 4 条関係)

議長交際費支出基準

支出区分	支出条件又は対象者等	金額等
会 費	会費制により議長又は議長代理等が参加する場合	会費相当額
祝 金	①慶事及び総会等各種行事に議長又は議長代理等が参加する場合	実費相当額
	②その他議長が必要と認めるもの	議長が定める額
弔慰金	①元市四役 ②元市議会議員 ③現職の監査委員、選挙管理委員、教育委員、農業委員又は固定資産評価審査委員	香典：5,000円
	④その他議長が必要と認めるもの	議長が定める額
見舞金	議長が必要と認めるもの	議長が定める額
その他	①土産、贈答	実費相当額
	②その他	適宜対応

備考：「議長が定める額」については、社会通念上妥当かつ必要最小限とする。

別表 3 (第 4 条関係)

教育長交際費支出基準

支出区分	支出条件又は対象者等	金額等
会 費	会費制により教育長又は教育長代理者が参加する場合	会費相当額
祝 金	①慶事及び総会等各種行事に教育長又は教育長代理等が参加する場合	実費相当額
	②その他教育長が必要と認めるもの	教育長が定める額
弔慰金	①現職教育委員	花輪：1基
	②市内公立小中学校教職員	香典：5,000円
	③その他教育長が必要と認めるもの	教育長が定める額
見舞金	教育長が必要と認めるもの	教育長が定める額
その他	①土産、贈答	実費相当額
	②その他	適宜対応

備考：「教育長が定める額」については、社会通念上妥当かつ必要最小限とする。

別表 4 (第 4 条関係)

農業委員会会長交際費支出基準

支出区分	支出条件又は対象者等	金額等
会 費	会費制により会長又は会長代理等が参加する場合	会費相当額
祝 金	①慶事及び総会等各種行事に会長又は会長代理等が参加する場合	実費相当額
	②その他会長が必要と認めるもの	会長が定める額
弔慰金	①現職農業委員	花輪：1基 香典：5,000円
	②その他会長が必要と認めるもの	会長が定める額
見舞金	会長が必要と認めるもの	会長が定める額
その他	①土産、贈答	実費相当額
	②その他	適宜対応

備考：「会長が定める額」については、社会通念上妥当かつ必要最小限とする。